

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和への貢献

(施策名) (2) ア・国連の諸活動への協力

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

- ・国連機関における会合への出席・対応（国連総会第3委員会、婦人の地位委員会、人権委員会、女子差別撤廃委員会、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）関連会議等）。
- ・国際機関基金等への協力（国連開発計画（UNDP）パートナーシップ基金、アジア工科大学院（AIT）GAD 講座支援、国連婦人開発基金（UNIFEM）拠出金、女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金）を通じたジェンダー分野事業及びジェンダー主流化関連事業に関する支援。
- ・女性 NGO 関係者が、国連総会第3委員会では主に政府代表代理として、婦人の地位委員会では日本代表として継続的に参加・活躍している。

(2) 評価

- ・我が国は、婦人の地位委員会、人権委員会、女子差別撤廃委員会において、ほぼ連続的にメンバー国に選出されており、各委員会における年次会合等において、投票権を維持しつつ議論に積極的に参加できている。
- ・UNDP パートナーシップ基金による事業は、小規模なものが多いが、途上国における女性のエンパワーメントに大きく貢献しており、国際的に高く評価されている。

2 今後の方向性、検討課題等

(1) 今後の方向性

- ・今後とも女性 NGO 等との協力関係を保ちつつ、国連機関における会合に積極的に参加していく。
- ・2005年2月28日～3月11日、第4回世界女性会議（北京会合）後10年を記念して行われる第49回婦人の地位委員会において、ジェンダー主流化の視点を強化した形で WID（Women in Development）イニシアティブの改定を目指している。

(2) 今後の検討課題

- ・昨今の我が国の厳しい財政状況の下、国際機関基金等への我が国の現状の拠出金の水準を維持するための努力を、関係者からの理解・支援も得つつ継続的に行う必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

国際機関を通じた男女共同参画関連支援

	平成 15 年度	平成 16 年度
UNDP パートナーシップ基金	400,000 千円 (327.9 万ドル)	360,656 千円 (327.9 万ドル)
AIT・GAD 講座支援	4,880 千円 (4 万ドル)	3,520 千円 (3.2 万ドル)
UNIFEM 拠出金	99,357 千円 (81.44 万ドル)	89,584 千円 (81.44 万ドル)
女性に対する暴力撤廃のための UNIFEM 信託基金拠出金	28,109 千円(23.04 万ドル)	20,275 千円 (18.43 万ドル)

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和への貢献」

(施策名) (2) イ WID/ジェンダーの推進

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

- ・ ODA大綱の改定により、基本方針において、我が国ODAの政策立案段階から実施段階に至るまで、あらゆる段階において念頭に置かれるべき重要事項としてジェンダーの視点の考慮が盛り込まれた。(15年8月)
- ・ WIDイニシアティブの推進については、「教育」「健康」「経済・社会活動への参加」の重点3分野を中心として、専門家派遣及び研修員受入等による支援やNGOを通じた小規模で地域に根ざした支援を多く実施している。(資料1)
- ・ WID推進体制の充実については、WID担当官制度の活用・発展を目指して、「ODAジェンダー担当官」と名称を変更し、援助対象国の87公館について再配置中。(16年7月)
- ・ NGO・実施機関等との連携・協力の強化については、技術協力連絡会議において、関係府省が一体となって男女共同参画の視点に立ったODAを推進するよう提案した。(16年3月)

(2) 評価

- ・ WIDはジェンダー主流化を達成するために必要で補完的な手段であり、WIDイニシアティブはこれまで有効な援助政策であったと言える。ただし、日本のWID/ジェンダーの取組が重点3分野に限定されることなく、ジェンダー主流化の実現への取組の一つとして理解される必要がある。
- ・ ジェンダーは全ての分野・課題に対し横断的に考慮すべきものであり、取組にあたっては相手国政府や他ドナーとの連携が重要である。
- ・ 女性の経済・社会活動への参加を促進することが可能となるよう、法律・制度の立案のみならず、実施にまで配慮することが重要である。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 改定したODA大綱の主旨に則り、ジェンダー平等に対して一層積極的に取り組んでいくために「WIDイニシアティブ」の改定に向けて作業を行っているところである。(17年3月目処)
- ・ ODAジェンダー担当官を通じてジェンダー問題に取り組む現地関係者(女性問題担当当局、他ドナー、国際機関現地事務所、現地NGO等)との情報交換をより活発に行うなど、ジェンダー平等に資する案件の発掘に努めていく。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・ 平成14年度、外部有識者の協力を得て、「開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価」を実施した。本評価は、1995年の第4回世界女性会議においてわが国が発表した「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」をWID/ジェンダー政策とみなして評価を行い、これまでの取組について成果と課題を抽出し、今後の同政策のよりよい企画立案と実施に向けた提言を示すことを目的に行われた。(資料2)

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和への貢献」

(施策名) (2) ウ・平和を推進する国際機関等への貢献

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

(イ) アフガニスタン

- ・アフガニスタン「平和の定着」構想に基づく以下の支援の実施(2003年)。
政治・制度的枠組みの整備支援、教育、保健医療、産業・職業、基礎インフラ、平和・安全の構築。
- ・人間の安全保障基金の国連婦人開発基金(UNIFEM)案件として、「国内避難民及び難民女性の共同構築への統合」のため、2002年11月から3年間で103万米ドルを支援。

(ロ) イラク

- ・国際機関(国連児童基金(UNICEF)等)経由の支援として、これまでに9,000万ドルの支援を実施・決定。

(ハ) その他

- ・人間の安全保障基金の国連人口基金(UNFPA)案件として、エリトリアで実施する「緊急リプロダクティブ・ヘルス・サービス」のため、2003年9月から約99万米ドルを支援。

(2) 評価

我が国の上記施策及び取組は、支援対象国や国際機関等から評価されている。アフガニスタンに関しては、女性の地位向上を優先課題として位置付け、アフガニスタンのジェンダー主流化に大きく寄与している(資料3)。

2 今後の方向性、検討課題等

(1) 今後の方向性

今後とも我が国は、ジェンダーの視点にも配慮しつつ、人間の安全保障案件・ODA施策等の策定・実施に努めていく。

(2) 今後の検討課題

冷戦構造の崩壊が宗教・人種・民族その他を要因とする紛争の引きがねとなり、難民・国内避難民等の問題を顕在化させている現状も踏まえ、戦争と武力紛争から生じる女性及び子供の保護・能力強化のため、人間の安全保障の考え方をより浸透させるとともに、効果的・効率的なODAの実施に引き続き努める。

3 参考データ、関連政策評価等

「人間の安全保障基金」パンフレット

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和への貢献」

(施策名) (2) エ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

- ・人権に関する他の国連関係会合への NGO の参加の例は多く、例えば、国連総会第 3 委員会には 1957 年以来、政府代表団の一員として女性 NGO が 1 名参加している他、国連婦人の地位委員会では、1958 年以来、女性が日本代表を務めている。
- ・2004 年現在、国連・国際機関における専門職以上の女性の日本人職員数は 416 名と、1975 年の 20 倍以上となり、現在の邦人職員全体 (763 名) の半数以上を占めている。

(2) 評価

- ・女性 NGO からは、国連総会第 3 委員会及び国連婦人の地位委員会等において、政府代表団の一員として女性 NGO の参加を認める等、NGO と政府の連携を推進していることにつき評価されている。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・NGO の視点からの経験に基づき、専門的知見に裏付けされたアドバイスは示唆に富んでおり、今後とも NGO の政府代表団への参加を継続する等、NGO との連携・協力を努めていきたい。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・国連婦人の地位委員会日本代表：目黒依子上智大学教授
- ・第 59 回国連総会第 3 委員会政府代表代理：平敷淳子埼玉医科大学教授

国連・国際機関における日本人女性職員数 (専門職以上)

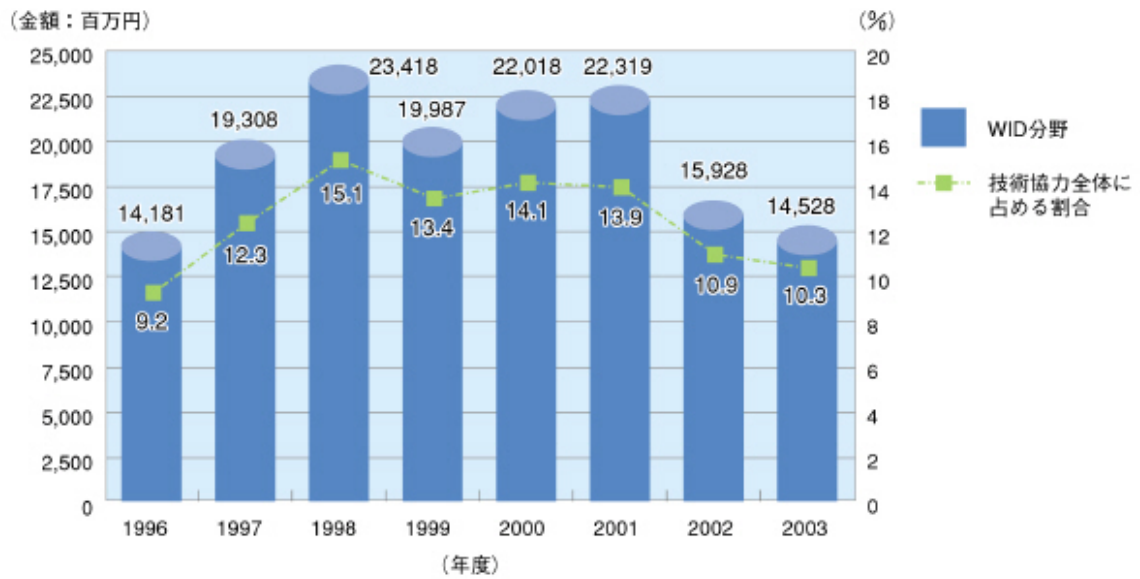
	1975年	2004年
職員数	19人	416人

国連機関における主な幹部職員

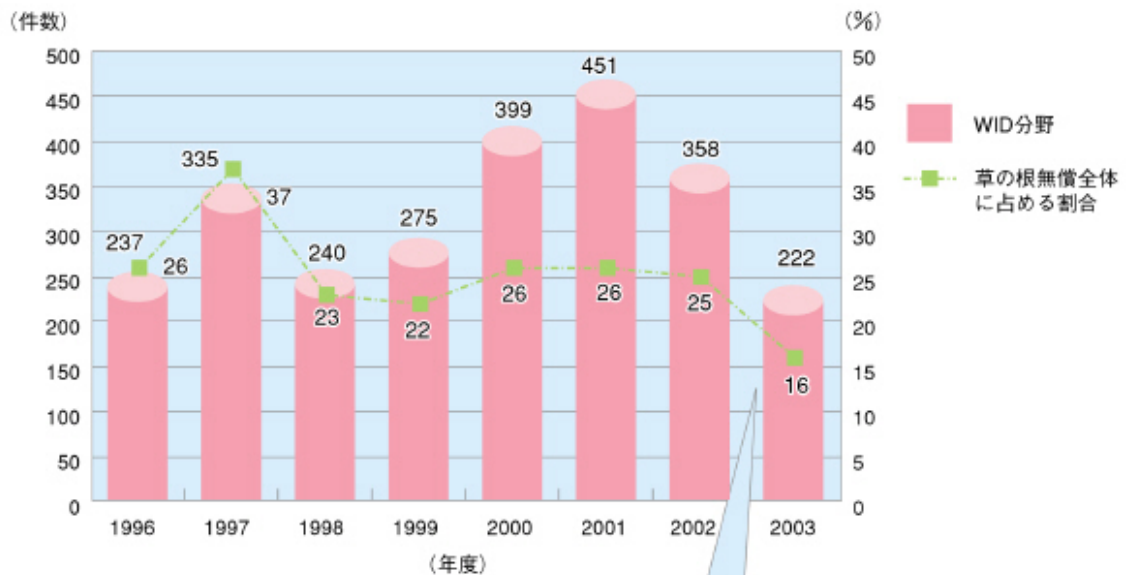
- ・大海渡桂子：国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 事務局次長
- ・弓削昭子：国連開発計画 (UNDP) 駐日代表
- ・桑原幸子：国連環境計画 (UNEP) パーゼル条約事務局長

図表Ⅱ-13 WID分野における援助実績

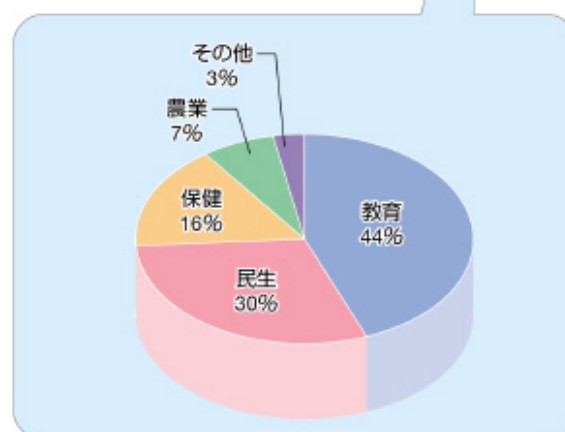
①技術協力



②草の根・人間の安全保障無償資金協力



③内訳 (2003年度)



開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価
- 途上国の女性支援(WID)イニシアティブの評価 -

1. テーマ: 途上国の女性支援(WID)イニシアティブ
2. 国名: ホンジュラス・グアテマラ
3. 評価者: 和田 泰志: アイ・シー・ネット株式会社 シニアコンサルタント 岡 智子: アイ・シー・ネット株式会社 アシスタントコンサルタント 学識経験者(アドバイザー) 橋本 ヒロ子: 十文字学園女子大学 社会情報学部教授 細野 昭雄: 現職: 在エルサルバドル国 日本大使 (本調査開始時は神戸大学 経済経営研究所 教授)
4. 調査実施期間: 2002年10月 - 2003年2月
5. 評価の方針: (目的) 1995年第4回世界女性会議(北京会議)においてわが国が発表した「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」をWID/ジェンダー政策とみなして 評価を行い、これまでのWIDイニシアティブに係る取り組みについて、成果と課題を抽出し、今後のWID/ジェンダー政策のよりよい企画立案と実施に向けた提言を示す。 (対象) 「WIDイニシアティブ」を評価対象とし、WIDイニシアティブの重点3分野である「教育」、「健康」、「経済・社会活動への参加」について、グアテマラ及びホンジュラスをケーススタディ国として評価する。 (評価手法) WIDイニシアティブが策定された当時の考え方である「WID(開発における女性)」という考え方に基づく枠組みと、現在主流となっている「ジェンダー 主流化」という考え方に基づく枠組みの2つの評価の枠組みに基づき、政策の基本的理念、政策のプロセス、政策の成果の3つの観点から評価を行った。
6. 評価結果: (1)WID的視点による評価 (イ)政策の基本的理念の妥当性 WIDイニシアティブは、ODA大綱およびODA中期政策との整合性は確保されており、妥当であると評価できる。また、北京会議の場で、開発における女性の参加及び受益に配慮し、WID分野の支援の拡充に努めることを表明したことは妥当であった。 (ロ)政策の策定過程の妥当性 WID/ジェンダー分野の有識者や実施機関(JICA、JBIC)の知見を生かす過程は保存されている資料では必ずしも確認できなかった。仮になかった場合は、そのようなプロセスを確保すれば、より効果的であったと思われる。 (ハ)政策の実施過程の妥当性 ・調査対象国においてWID/ジェンダー分野の案件形成に努めていることから、調査対象国における実施過程の妥当性は高いが、担当官のWID/ジェンダー分野に対する認識を高めるための組織的なバックアップ体制があれば、より妥当性が高くなったと思われる。 ・グアテマラにおいては、1995年当時の国家政策にも、WID/ジェンダー分野に取り組む必要性が明記されており、当該分野への支援は妥当であった。ホンジュラスにはジェンダー格差があり、NGOを中心に市民レベルで関心が高まっていたことから、支援は妥当であった。 ・大使館と実施機関現地事務所が現地でもより一層連携することにより、日本側の主体的な取り組みが可能となり、さらに妥当性が高まったと思われる。 ・WID/ジェンダー分野の支援推進のための社会・文化的要素への配慮については、両調査対象国ともに、担当官レベルおよび実施機関で当該国のジェンダーに関する情報収集に努めており、それらの情報は案件形成や実施手法の検討に活用されていることから、妥当性は高い。

(二) 政策の実施過程の連携度

- ・グアテマラ及びホンジュラスともに、援助スキームが効率的に組み合わせられており、連携度は高い。ただし、これらの援助スキームへの組み合わせと WID イニシアティブで設定された目標との関連は不明確であった。案件形成時から WID イニシアティブで設定された目標との関連を明確にし、援助スキームを組み合わせれば、連携度はより高まったと思われる。
- ・個別案件レベルでは他ドナーとの協調が行われている。政策レベルでわが国の取り組みに関する情報を発信し、他ドナーとの情報交換も緊密に行いながら個別案件レベルでの協調の方途を探ることで、政策レベルからプロジェクトレベルまでより包括的な WID / ジェンダー分野の取り組みにおける協調が促進され、WID イニシアティブで掲げられた目標の効率的な達成にも貢献すると思われる。

(ホ) 政策の成果の有効性及びインパクト

- ・教育分野：グアテマラの小学校の種々の指標は改善傾向にあり、この進捗が継続すれば、2010 年には男女格差は解消されると考えられる。グアテマラ的女子教育プロジェクトは、WID イニシアティブが掲げる目標達成のための手段を講じて取り組んでおり、その結果や経験が JICA やカウンターパートにもフィードバックされていることから、評価できる。
- ・健康分野：必要とされる手段をほぼ網羅する形でプロジェクトは実施されており、達成度は高く、継続中の案件については引き続きその着実な実施が必要である。活動の経験や結果がカウンターパート機関に蓄積され、現在も活用されていることから、インパクトも高いと判断できる。
- ・経済・社会活動への参加分野：評価対象案件はまだ始まったばかりで評価できる段階にない。

(2) ジェンダー主流化の視点による評価

(イ) 政策の基本的理念の妥当性

WID はジェンダー平等を達成するために必要で補完的な手段であるとの認識が、現在の国際的なジェンダー主流化への取り組みにおける WID の位置付けであることから、WID イニシアティブは今でも有効なイニシアティブである。ただし、日本の WID / ジェンダーの取り組みが WID イニシアティブの重点 3 分野に限定して理解されることなく、ジェンダー平等の実現への取り組みの一つとして理解されなければならない。

(ロ) 政策のプロセスの有効性

ジェンダー問題は全ての分野・課題に横断的なものであり、取り組みにあたっては相手国政府や他ドナーとの連絡・調整・協調が重要となってくるため、今後、ジェンダー平等を促進する上で、積極的な政策協議や他ドナーとの協議が課題である。

(ハ) 政策の成果のインパクト

女性問題関連の法律・制度の整備支援を通じてナショナル・マシーナリーの組織能力向上を図り、女性の経済・社会活動への参加の促進が可能となるよう、実施にまで配慮することが重要である。

7. 提言(今後のフォロー・アップ、改善すべき点等)

(1) WID 的視点による評価から導き出された提言

提言 1: 今後、WID イニシアティブを見直す際や他の重点課題政策を策定する過程で、有識者と実施機関の知見を活用する。

提言 2: 実施機関との連携を強化し、WID / ジェンダー案件と WID イニシアティブとの関連を明確化し実施するために、WID 担当官制度の一層の活用・発展を図ることを検討する。具体的には、WID 担当官の機能の明確化、WID / ジェンダー研修の実施、WID / ジェンダーの取り組みに関する勉強会の実施、WID / ジェンダー広域担当官の拠点大使館への配置等について検討する。

提言 3: 他ドナーとの意見交換を積極的に行うことが望ましい。

(2) ジェンダー主流化の視点による評価から導き出された提言

提言 1: WID アプローチからジェンダー主流化に発展している国際的状况を反映して、ジェンダー主流化の視点を強化した WID イニシアティブに改訂し、名称もたとえば、GAD (Gender and Development) イニシアティブとすることが望ましい。

提言 2: 被援助国政府の関係機関との連携を図り、ジェンダーに配慮した優良案件を発掘、実施する。

columnII-8 アフガニスタン女性の地位向上を目指して

アフガニスタンでは、人口の約7割が1日の収入2ドル未満という最貧困での生活をしています。特に、長年就学や就業の機会を奪われていた女性達は、いくつかの統計が示すとおりとても厳しい状況下で暮らしています。例えば女性の非識字率は9割と高く、女子の就学率は3割にとどまり、妊産婦死亡率は世界で2番目に高く、約30分に1人の女性が妊娠・出産に関係した原因から死亡しています。また、法律に定められる女性の権利擁護、男女平等の保障には実体が追いついておらず、強制結婚や幼児結婚、強制結婚に絶望しての焼身自殺、家庭内暴力等も問題になっています。



女子への識字教育。カリンダ学校

このような中、アフガニスタン政府は、ジェンダー平等に向けて、様々な取組を行っています。2001年には女性課題省を設置し、ジェンダー主流化(様々な施策にジェンダーの視点を取り入れることを指します。)に向けての各種政策の立案を行っているほか、2004年1月に採択された新憲法では、男女平等、女性の政治参加の権利の保障、高等教育レベルまでの女性参加の保障が盛り込まれました。また、アフガニスタンは、男女平等を推進するための包括的な国際合意である女子差別撤廃条約を2003年に無条件で批准しました。

このようなアフガニスタンの取組を支えるため、日本は、「女性の地位向上」を対アフガニスタン支援の優先課題と位置づけ様々な支援を行ってきています。ジェンダー平等に向け取り組んでいる女性課題省に対しては、2002年からこれまで8名の専門家を派遣し、新しく設置されたばかりの同省の機構や年間計画策定といった組織づくりから、大臣を補佐して予算・方針作成まで行い、政策レベルでジェンダー主流化に取り組めるような体制整備・能力向上を支援してきました。また、人口の大半が住む農村地域においてもジェンダー主流化が実施されるよう、女性課題省の地方局整備も支援しています。

先に述べた新憲法起草の段階では、日本は、新憲法を起草している委員会に対し専門家を派遣し、法律による女性擁護の観点からの助言も行っています。その憲法に基づき実施が予定されている選挙に向けた有権者登録についても日本は国際機関を通じた支援を行っています。なお、有権者登録の過程では、女性の政治参加を確保できるよう、女性による有権者登録、女性が登録所により行きやすくなるような環境の整備とともに、これまで政治から疎外されてきた女性たちに対し、そもそも「有権者登録」、「選挙」とは何かということの説明する等、女性に対する政治参加への理解を深め、参加の可能性の拡大が図られました。そのため、有権者登録を行った国民のうち女性の割合が4割にも上るなど、アフガニスタンにおいては画期的なレベルに達しています。

その他にも日本は、保健分野では妊産婦死亡率を減らすため助産婦の研修、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、女生徒でも通学しやすい場所における学校建設、いまだに就業の機会が限られている女性の経済的自立を図るため、女性による石鹼工場への支援、女性に対する縫製技術や識字教育に対する支援を実施する等、日本は政策・プロジェクトの両レベルにおいてアフガニスタンのジェンダー平等に向けた取組を支援しています。



女性に対する縫製技術の支援の様子。JEN 絨毯センター